

第9期 決 算 公 告

平成20年 6 月30日

東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
イーバンク銀行株式会社
代表取締役社長 松尾泰一

連 結 貸 借 対 照 表

(平成20年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	54,342	預 金	758,972
買 入 金 銭 債 権	31,052	社 債	10,000
金 銭 の 信 託	35,750	そ の 他 負 債	24,614
有 価 証 券	668,476	賞 与 引 当 金	132
外 国 為 替	1,791	ポ イ ン ト 引 当 金	100
そ の 他 資 産	13,775	特 別 法 上 の 引 当 金	0
有 形 固 定 資 産	914	負 債 の 部 合 計	793,820
建 物	125	(純 資 産 の 部)	
その他の有形固定資産	788	資 本 金	38,414
無 形 固 定 資 産	5,967	資 本 剰 余 金	5,437
ソ フ ト ウ ェ ア	5,666	利 益 剰 余 金	△23,408
ソフトウェア仮勘定	295	自 己 株 式	△113
その他の無形固定資産	4	株 主 資 本 合 計	20,329
繰 延 税 金 資 産	30	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△4,636
貸 倒 引 当 金	△1,944	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△4,636
資 産 の 部 合 計	810,156	少 数 株 主 持 分	643
		純 資 産 の 部 合 計	16,336
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	810,156

連結損益計算書

自 平成19年 4月 1日
至 平成20年 3月 31日

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	18,309
資金運用収益	7,173
有価証券利息配当金	5,938
コールローン利息	207
預け金利息	73
その他の受入利息	954
役員取引等収益	8,219
その他の業務収益	863
その他の経常収益	2,052
経常費用	40,845
資金調達費用	4,644
預金利息	4,644
コールマネー利息	0
役員取引等費用	3,262
その他の業務費用	13,031
営業経費	14,274
その他の経常費用	5,631
経常損失	22,535
特別損失	942
固定資産処分損	902
金融商品取引責任準備金繰入額	0
その他の特別損失	39
税金等調整前当期純損失	23,477
法人税、住民税及び事業税	10
法人税等調整額	0
少数株主損失	85
当期純損失	23,403

1. 連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 3社

会社名

イーバンクシステム株式会社

イートラスト信託株式会社

eBANK Capital Management (Cayman) Ltd.

なお、イートラスト信託株式会社は、設立により当連結会計年度から連結しております。

② 非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等 1社

会社名

栄光債権回収株式会社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、20年以内の合理的な見積り年数に基づく定額法により償却をし、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却を行っております。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

なお、当連結会計年度末は、残高はありません。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

当行並びに連結される子会社及び子法人等の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：8年～50年

動産：3年～20年

（会計方針の変更）

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ50百万円増加しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しており

ます。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) ポイント引当金の計上基準

ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(8) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金0百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(9) 外貨建資産・負債の換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段…為替予約
- ・ヘッジ対象…外貨建有価証券

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(12) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 0百万円
2. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券30,626百万円及び金銭の信託中の有価証券99百万円、信用状発行の担保として、有価証券2,004百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,082百万円及び保証金は328百万円であります。
3. 有形固定資産の減価償却累計額 1,024百万円
4. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
5. 1株当たりの純資産額 23,674円56銭

6. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
7. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 11.64%
8. ストック・オプション等関係
- (1) ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
- (2) ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
- ① ストック・オプションの内容

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成12年9月26日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役3名、従業員20名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,660株
付与日	平成12年10月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成14年10月13日 至 平成22年9月26日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成13年2月22日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、従業員9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,750株
付与日	平成13年3月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成15年3月13日 至 平成23年2月22日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成13年6月18日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数	取締役5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,300株
付与日	平成13年8月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成13年8月20日 至 平成23年6月18日

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成13年6月18日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数	従業員23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,530株
付与日	平成13年8月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成15年8月20日 至 平成23年6月18日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成13年9月10日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	従業員9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 230株
付与日	平成13年9月26日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成15年9月26日 至 平成23年9月10日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数	取締役4名、従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,400株
付与日	平成14年10月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成14年10月31日 至 平成24年6月20日

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数	従業員71名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,000株
付与日	平成14年9月30日、平成15年1月6日、平成15年3月31日及び平成15年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成16年9月30日 至 平成24年6月20日、 自 平成17年1月6日 至 平成24年6月20日、 自 平成17年3月31日 至 平成24年6月20日及び 自 平成17年6月18日 至 平成24年6月20日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、アドバイザー・コミッティーメンバー6名、コンサルタント1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,600株
付与日	平成15年5月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成15年5月30日 至 平成24年6月20日

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議④
付与対象者の区分及び人数	取締役4名、従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成15年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成15年6月18日 至 平成24年6月20日

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成15年6月19日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数	取締役5名、従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,000株
付与日	平成16年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年3月31日 至 平成25年6月19日

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成15年6月19日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数	従業員94名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,940株
付与日	平成15年11月28日、平成16年2月29日及び平成16年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成17年11月28日 至 平成25年6月19日、 自 平成18年2月29日 至 平成25年6月19日及び 自 平成18年6月18日 至 平成25年6月19日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数	取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 150株
付与日	平成16年11月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年11月30日 至 平成26年6月24日

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数	コンサルタント3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 330株
付与日	平成17年1月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年1月31日 至 平成26年6月24日

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数	取締役9名、コンサルタント2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 7,420株
付与日	平成17年2月10日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年2月10日 至 平成26年6月24日

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議④
付与対象者の区分及び人数	コンサルタント1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100株
付与日	平成17年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年3月31日 至 平成26年6月24日

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議⑤
付与対象者の区分及び人数	従業員 28名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 710株
付与日	平成16年10月20日、平成16年11月30日及び平成17年1月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成18年10月20日 至 平成26年6月24日、 自 平成18年11月30日 至 平成26年6月24日及び 自 平成19年1月31日 至 平成26年6月24日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議⑥
付与対象者の区分及び人数	従業員6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,050株
付与日	平成17年2月10日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年2月10日 至 平成26年6月24日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議⑦
付与対象者の区分及び人数	従業員59名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,240株
付与日	平成17年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年3月31日 至 平成26年6月24日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数	取締役13名、従業員54名、コンサルタント3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,460株
付与日	平成17年8月15日及び平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年8月15日 至 平成27年6月29日及び 自 平成19年11月15日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数	取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年11月15日 至 平成27年6月29日

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数	従業員31名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,040株
付与日	平成18年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成20年3月31日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議④
付与対象者の区分及び人数	従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年5月1日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成20年5月1日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成18年3月6日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、監査役2名、従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成18年3月31日 至平成28年3月6日

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成18年3月6日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数	監査役2名、従業員13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年3月31日、平成18年7月5日及び平成19年3月5日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成20年3月31日 至 平成28年3月6日、 自 平成20年7月5日 至 平成28年3月6日及び 自 平成21年3月5日 至 平成28年3月6日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成18年6月9日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数	取締役9名、監査役2名、従業員163名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 5,920株
付与日	平成19年3月5日及び平成19年3月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成21年3月5日 至 平成28年6月9日及び 自 平成21年3月30日 至 平成28年6月9日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成18年6月9日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数	取締役8名、従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成19年3月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年3月30日 至 平成28年6月9日

会社名	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成18年6月9日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数	従業員4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 80株
付与日	平成19年4月27日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成21年4月27日 至 平成28年6月9日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

(注) 株式数に換算し記載しております。

※ 「新株予約権割当契約書」の権利行使条件

- (1) 行使請求期間にかかわらず、新株予約権者は、当行の株券が日本国内の証券取引所（本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。）に上場（以下「上場」といいます。）され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、新株予約権者は、上場の前に、当行が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当行を解散会社とする合併が行われる場合、又は当行が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、当行の取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できます。
- (2) 新株予約権の発行時において当行の取締役、監査役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、当行の取締役若しくは監査役を任期満了若しくは法令変更に伴い退任した場合、当行就業規則に規定する当行都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (3) 新株予約権の発行時において当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (4) 新株予約権の発行時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントであった対象者は、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントであることを要します。

ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントでない場合であっても、新株予約権を行使することについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。

- (5) 新株予約権者は、以下の区分にしたがって、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができます（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければなりません。）。
- ① 新株予約権発行の日の2年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の1までについて権利を行使することができます。
 - ② 新株予約権発行の日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができます。
 - ③ 新株予約権発行の日の4年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の3までについて権利を行使することができます。
 - ④ 新株予約権発行の日の5年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のすべてについて権利を行使することができます。
- (6) 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができます。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできません。
- (7) 新株予約権者は、新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が年間（1月1日から12月31日まで）金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければなりません。
- (8) 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人中、新株予約権を継承する者が新株予約権を行使することができるものとします。
- (9) 「権利行使期間」は、上記「権利行使条件」を考慮した実質の権利行使期間を記載しております。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

(イ) ストック・オプションの数

会社名	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成12年9月26日 株主総会決議	平成13年2月22日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議①	平成13年6月18日 株主総会決議②	平成13年9月10日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議①
権利確定前						
期首(株)	2,410	1,280	—	830	10	—
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	10	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	2,410	1,280	—	830	—	—
権利確定後						
期首(株)	—	—	3,875	—	—	3,030
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	—	—	3,875	—	—	3,030

会社名	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成14年6月20日 株主総会決議②	平成14年6月20日 株主総会決議③	平成14年6月20日 株主総会決議④	平成15年6月19日 株主総会決議①	平成15年6月19日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議①
権利確定前						
期首(株)	1,570	—	—	—	3,010	—
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	90	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	1,570	—	—	—	2,920	—
権利確定後						
期首(株)	—	2,600	2,000	7,720	—	150
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	50	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	—	2,600	2,000	7,670	—	150

会社名	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成16年6月24日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議③	平成16年6月24日 株主総会決議④	平成16年6月24日 株主総会決議⑤	平成16年6月24日 株主総会決議⑥	平成16年6月24日 株主総会決議⑦
権利確定前						
期首(株)	—	—	—	630	1,600	1,080
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	10	—	30
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—	620	1,600	1,050
権利確定後						
期首(株)	330	7,420	100	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	330	7,420	100	—	—	—

会社名	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議①	平成17年6月29日 株主総会決議②	平成17年6月29日 株主総会決議③	平成17年6月29日 株主総会決議④	平成18年3月6日 株主総会決議①	平成18年3月6日 株主総会決議②
権利確定前						
期首(株)	8,000	—	680	500	—	500
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	30	—	50	—	—	40
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	7,970	—	630	500	—	460
権利確定後						
期首(株)	—	2,000	—	—	450	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	—	2,000	—	—	450	—

会社名	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成18年6月9日 株主総会決議①	平成18年6月9日 株主総会決議②	平成18年6月9日 株主総会決議③
権利確定前			
期首(株)	5,920	—	—
付与(株)	—	—	80
失効(株)	65	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	5,855	—	80
権利確定後			
期首(株)	—	2,000	—
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	—	2,000	—

(ロ) 単価情報

会社名	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成12年9月26日 株主総会決議	平成13年2月22日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議①	平成13年6月18日 株主総会決議②	平成13年9月10日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議①
権利行使価格(円)	60,000	65,000	71,500	65,000	65,000	82,500
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

会社名	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成14年6月20日 株主総会決議②	平成14年6月20日 株主総会決議③	平成14年6月20日 株主総会決議④	平成15年6月19日 株主総会決議①	平成15年6月19日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議①
権利行使価格(円)	75,000	82,500	82,500	75,000	75,000	88,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

会社名	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成16年6月24日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議③	平成16年6月24日 株主総会決議④	平成16年6月24日 株主総会決議⑤	平成16年6月24日 株主総会決議⑥	平成16年6月24日 株主総会決議⑦
権利行使価格(円)	88,000	100,000	140,000	88,000	100,000	140,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

会社名	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議①	平成17年6月29日 株主総会決議②	平成17年6月29日 株主総会決議③	平成18年3月6日 株主総会決議①	平成18年3月6日 株主総会決議②
権利行使価格(円)	150,000	150,000	200,000	200,000	200,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—

会社名	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社	イーバンク銀行株式会社
決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議④	平成18年3月6日 株主総会決議②	平成18年6月9日 株主総会決議①	平成18年6月9日 株主総会決議②	平成18年6月9日 株主総会決議③
権利行使価格(円)	200,000	200,000	200,000	200,000	180,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—	—

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションの単価は、未公開企業であるため単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。

なお、本源的価値を算出するための基礎となった、算定時点における自社の株式の評価額は、割引キャッシュ・フロー法によっております。

(4) ストック・オプションの単位当たり本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一百万円
- ② 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 一百万円
- (5) ストック・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(注)上記(3)、(4)については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)に基づき会社法施行日以後に付与されたストック・オプションについて記載の対象としております。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,689百万円、株式等売却損117百万円、株式等償却1,192百万円、金銭の信託運用損2,427百万円及び持分法投資損失119百万円を含んでおります。
2. 「その他の特別損失」には、商標特許仮払金の費用処理額32百万円を含んでおります。
3. 1株当たりの当期純損失金額 35,555円38銭

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)
該当事項はありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち 益 (百万円)	うち 損 (百万円)
株 式	23	23	—	—	—
債 券	610,775	608,337	△2,437	964	3,401
国 債	579,369	577,180	△2,188	893	3,082
社 債	31,405	31,156	△248	70	319
そ の 他	71,671	59,563	△12,108	357	12,466
合 計	682,470	667,924	△14,546	1,321	15,868

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」といいます。)しております。

なお、当連結会計年度の減損処理額は2,598百万円であります。また、時価が取得価額に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

4. 評価差額のうち組込デリバティブを一体処理したことにより、損益に反映させた額は△9,946百万円であります。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	67,320	282	536

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	111
非上場外国証券	66
事業債	24,976
みなし有価証券	541
優先出資証券	—
信託受益権(買入金銭債権)	5,910

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債 券	195,543	213,117	72,388	152,264
国 債	177,765	203,103	65,034	131,276
社 債	17,777	10,013	7,353	20,988
そ の 他	1,424	18,274	19,333	19,521
合 計	196,967	231,391	91,721	171,786

なお、住宅金融公庫債券(貸付債権担保S種及び貸付債権担保)は償還金額が確定できないため、10年超に表示しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	35,750	△6,332

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

連結子会社であるイーラスト信託株式会社は、平成20年4月1日に信託業法第3条に規定する信託業の免許を取得いたしました。これによりイーラスト信託株式会社は平成20年4月8日より営業を開始しております。

第9期 決 算 公 告

平成20年 6 月30日

東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
イーバンク銀行株式会社
代表取締役社長 松尾泰一

貸 借 対 照 表

(平成20年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	54,157	預金	760,198
現金	2	普通預金	199,883
預け金	54,155	定期預金	525,642
買入金銭債権	31,052	その他の預金	34,671
金銭の信託	35,750	負債	10,000
有価証券	669,217	その他の負債	24,702
国債	577,180	未決済為替借	2,546
社債	56,132	未払法人税等	50
株	825	未払費用	6,442
その他の証券	35,078	前受収益	722
外国為替	1,791	先物取引受入証拠金	2,705
外 国 他 店 預 け	1,791	未払金	10,149
そ の 他 資 産	13,623	金融派生商品	1,829
未決済為替貸	4,222	その他の負債	254
前払費用	257	賞与引当金	113
未収収益	1,333	ポイント引当金	100
先物取引差入証拠金	3,082	特別法上の引当金	0
金融派生商品	2,494	金融商品取引責任準備金	0
還付未収源泉税	278		
その他の資産	1,954	負債の部合計	795,115
有形固定資産	818	(純資産の部)	
建物	77	資本剰余金	38,414
その他の有形固定資産	740	資本剰余金	5,437
無形固定資産	6,272	その他資本剰余金	5,437
ソフトウェア	5,850	利益剰余金	△23,591
ソフトウェア仮勘定	417	その他利益剰余金	△23,591
その他の無形固定資産	4	繰越利益剰余金	△23,591
貸倒引当金	△1,944	株主資本合計	20,259
		その他有価証券評価差額金	△4,636
		評価・換算差額等合計	△4,636
		純資産の部合計	15,623
資産の部合計	810,738	負債及び純資産の部合計	810,738

損 益 計 算 書

自 平成19年 4月 1日
至 平成20年 3月 31日

(単位：百万円)

	科 目	金	額
経	常 収 益		18,120
資	金 運 用 収 益	7,173	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金 息	5,938	
	コ ー ル ロ ー ン 利 息	207	
	預 け 金 受 入 利 息	73	
役	務 の 他 の 受 入 利 息	954	
	そ の 取 引 等 収 益	8,152	
	受 入 為 替 手 数 料	2,172	
そ	の 他 の 役 務 収 益	5,979	
	そ の 債 券 売 却 益	863	
	そ の 他 の 業 務 収 益	229	
そ	の 他 の 業 務 収 益	634	
	株 式 等 常 収 益	1,930	
	株 式 等 売 却 益	50	
	株 金 銭 の 信 託 運 用 益	1,585	
	株 金 銭 の 他 の 常 費 用	294	
経	資 金 調 達 費 用	4,645	40,701
	預 金 利 息	4,645	
役	務 取 引 等 費 用	0	
	支 払 為 替 手 数 料	3,262	
	そ の 他 の 役 務 費 用	1,041	
そ	の 他 の 業 務 費 用	2,221	
	外 国 為 替 売 買 損	13,031	
	国 債 等 債 券 売 却 損	685	
	国 債 等 債 券 償 却 損	446	
	金 融 派 生 商 品 費	1,907	
営	そ の 他 の 業 務 常 費 用	9,992	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	14,044	
	株 式 等 売 却 損	5,716	
	株 金 銭 の 信 託 運 用 損	1,689	
	株 金 銭 の 他 の 常 費 用	117	
	株 金 銭 の 信 託 運 用 損	1,396	
	株 金 銭 の 他 の 常 費 用	2,427	
	株 金 銭 の 信 託 運 用 損	85	
経	特 別 損 失		22,580
	固 定 資 産 処 分 損	972	
	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	0	
	そ の 他 の 特 別 損 失	31	
税	引 前 当 期 純 損 失		23,585
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		6
当	期 純 損 失		23,591

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
なお、当期末は、残高はありません。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：8年～50年

動産：3年～20年

(会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税引前当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ48百万円増加しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

(3) ポイント引当金

ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(4) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段…為替予約
- ・ヘッジ対象…外貨建有価証券
- ③ ヘッジ方針
外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

会計方針の変更

（金融商品に関する会計基準）

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 740百万円
2. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券30,626百万円及び金銭の信託中の有価証券99百万円、信用状発行の担保として、有価証券2,004百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は258百万円であります。
3. 有形固定資産の減価償却累計額 982百万円
4. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
5. 1株当たりの純資産額 23,531円31銭
6. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
7. 関係会社に対する金銭債権総額 325百万円
8. 関係会社に対する金銭債務総額 1,731百万円
9. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準） 10.91%

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	12百万円
役員取引等に係る収益総額	0百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	一百万円
その他の取引に係る収益総額	一百万円

 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	1百万円
役員取引等に係る費用総額	一百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	一百万円
その他の取引に係る費用総額	1,378百万円
2. 「その他の特別損失」には、商標特許仮払金の費用処理額31百万円を含んでおります。
3. 1株当たりの当期純損失金額 35,783円48銭
4. 関連当事者との取引
 - (1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
 - (2) 子会社・子法人等及び関連法人等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当期末残高
子会社	イーバンクシステム株式会社	所有 直接 55.0%	役員の兼任	従業員の出向 ソフトウェア 開発の委託 (注1)	3,964	未収金 未払金 未払費用	4 356 119

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. ソフトウェア開発の委託の価格及びその他の取引条件は、当行と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）
該当事項はありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち 益 (百万円)	うち 損 (百万円)
株 式	23	23	—	—	—
債 券	610,775	608,337	△2,437	964	3,401
国 債	579,369	577,180	△2,188	893	3,082
社 債	31,405	31,156	△248	70	319
そ の 他	71,671	59,563	△12,108	357	12,466
合 計	682,470	667,924	△14,546	1,321	15,868

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」といいます。）しております。
- なお、当期の減損処理額は2,598百万円であります。また、時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。
4. 評価差額のうち組込デリバティブを一体処理したことにより、損益に反映させた額は△9,946百万円であります。

4. 当期中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	67,320	282	536

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	610
関連法人等株式	130
その他有価証券	
非上場株式	111
非上場外国証券	66
事業債	24,976
みなし有価証券	541
優先出資証券	—
信託受益権（買入金銭債権）	5,910

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	195,543	213,117	72,388	152,264
国債	177,765	203,103	65,034	131,276
社債	17,777	10,013	7,353	20,988
その他	1,424	18,274	19,333	19,521
合計	196,967	231,391	91,721	171,786

なお、住宅金融公庫債券(貸付債権担保S種及び貸付債権担保)は償還金額が確定できないため、10年超に表示しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	35,750	△6,332

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	11,109	百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	791	
税務上の減価償却超過額	698	
税務上の繰延資産の減価償却超過額	96	
未払事業税	17	
賞与引当金	46	
前受収益	126	
株式等償却	1,366	
その他有価証券評価差額金	1,886	
その他	119	
繰延税金資産小計	16,258	
評価性引当額	△16,258	
繰延税金資産合計	—	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。